

# 文教厚生委員長報告

令和5年6月29日

今期定例会において、文教厚生委員会に付託を受けました議案8件並びに請願1件及び陳情1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第67号 専決処分の承認を求めることについてであります。

本案は、専決第4号 西都市国民健康保険税条例の一部改正について、議会の承認を得ようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、ある委員より「本案は、地方税法の施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税条例の一部改正について専決処分を行ったものであるが、後期高齢者支援等課税分の課税限度額の引き上げ改正が行われており賛成できない」との反対討論がなされましたが、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第68号 専決処分の承認を求めることについてであります。

本案は、専決第5号 令和4年度西都市介護保険事業特別会計予算補正（第5号）について、議会の承認を得ようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

なお、審査の過程において、ある委員より「令和4年度の介護保険事業特別会計の高額介護サービス費の予算執行において、健康管理課内の予算見込みの不備や確認・調整不足により不足額を生じたため、専決したものである。このような事案は、市役所各課で毎年みられるようであるが、業務執行上の<sup>けんせい</sup>牽制機能・管理機能が働くように全庁的な点検及び改善を要望する」との意見・要望がなされました。

次に、議案第 69 号 専決処分の承認を求めることについて、本委員会に付託をされた部分についてであります。

本案は、専決第 6 号 令和 4 年度西都市一般会計予算補正（第 21 号）について、議会の承認を得ようとするものであります。

歳出については、教育費の学校教育基金が減額補正されております。

本案につきましても、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第 70 号 専決処分の承認を求めることについて、本委員会に付託をされた部分についてであります。

本案は、専決第 7 号 令和 5 年度西都市一般会計予算補正（第 2 号）について、議会の承認を得ようとするものであります。

歳出については、民生費に低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費 5,157 万 8 千円が計上されております。

本案につきましても、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第 74 号 令和 5 年度西都市一般会計予算補正（第 3 号）について、本委員会に付託をされた部分についてであります。

歳出について主なものでは、民生費に電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、民生費・衛生費に医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金などの予算が計上されております。

本案につきましても、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 75 号 令和 5 年度西都市国民健康保険事業特別会計予算補正（第 1 号）についてであります。

本案は、国民健康保険税の賦課額決定などに伴い、総額 1,320 万 3 千

円を増額補正しようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、ある委員より「本案は、令和5年度国民健康保険税の賦課額決定などに伴う予算補正である。今回の提案では保険税増額抑制策として繰越金9千万円を増額補正した結果、保険税額は前年度に比較して一人当たり2,037円、一世帯当たり4,111円の引き下げとなっているが、税率の引き下げ改正は行われぬ等、その内容は高い国保税負担の引き下げを願われる市民の皆さんの願いには程遠いものであり、市民の命と健康、暮らしを願う立場から賛成できない。2億9千万円の基金を減税財源に、大幅な減税対策を強く求めておきたい」との反対討論がなされましたが、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号 令和5年度西都市介護保険事業特別会計予算補正（第1号）についてであります。

本案は、総務費に1,290万7千円を増額補正しようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第83号 財産の処分についてであります。

本案は、旧西都市立山田保育所の土地及び建物並びに工作物を社会福祉法人エデンの園<sup>その</sup>に売却しようとするものであります。

本案につきましては、現地調査を行い、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号 西都児湯医療センターの医師確保に関する請願であります。

本請願は、西都児湯医療センターの医師確保に向けて宮崎大学医学部

及び西都市西児湯医師会への働きかけを要望するものであります。

本請願につきましては、ある委員より「本請願は、橋口登志郎議員を紹介議員として『西都児湯の地域医療を守る会』代表の水本明<sup>あきお</sup>氏から提出されたものであるが、採択には次の理由から賛成できない。第一は、請願の趣旨の中で『救急医療が危機に遭遇している』『西都児湯医療センターの不安定な状況・機能低下により、西都児湯医療圏の住民の安全安心な生活が損なわれておる』などと述べられているが、今日<sup>こんにち</sup>に至る事態を作り出したのは、他でもない橋田市長であることである。第二は、請願では『西都市議会による医師確保に向けての宮崎大学医学部及び西都市西児湯医師会への働きかけを要望する。』とあるが、医師確保の権限や責任は議会にはない。では医師確保の権限と責任はだれにあるのかということであるが、橋田市長は議会での質問に対して『医師の確保、任命は理事長に権限がある。私に権限があるわけではない。』、『今後の医師確保については、医療センター理事長にご尽力いただきながら、設立団体の長である私としましても、最大限の協力を行ってまいりたい。』と答弁されているように、市長であっても医師確保に対する基本的姿勢は『協力する』という立場である。しかし本請願では、今日<sup>こんにち</sup>の事態を作り出した市長に対しては何も求めず、議会に権限のないことを求めている請願の採択には賛成できない。医療センターの医療体制を構築することは重要な課題であり、設立団体の長である橋田市長に対して、医療センターの医師確保と医療体制の構築を求める請願書提出を願いたい」、

また、ある委員より「西都児湯医療センターの安定的な医師確保は、夜間急病センター等の救急医療体制の維持に重要な課題となっていることは十分認識し、また地域で暮らす市民の皆さま方の不安感も十分理解をしており、請願を行うに至った理由については大いに賛同しているところである。しかしながら、当請願における『西都市議会による医師確保に向けての宮崎大学医学部及び西都市西児湯医師会への働きかけを要望する。』ということについては、議会の持つ権限以外の要望内容である。西都児湯医療センターにおける医師確保の責任とその任命権は理事

長にあり、他のものが関与することは越権行為となりできない。このことについては橋田市長もことあるごとに述べられており、市長は設立者及び医療行政の執行者として、また選挙公約実現のために協力していくと述べられている。このように議会として請願の要望に沿った行動ができない以上は採択するべきではないと考える」との反対討論がありました。

また、ある委員より「本請願をみると、市民の方々は少しでも早く3年前の常勤医師6名が揃った以前の医療センターを望んでおられるのが伝わる。議会でも医師確保に向けての働きかけを熱望されているのが伝わってきたため願意妥当だと思っている」との賛成討論がありました。

採決の結果、可否同数となり、委員会条例第17条の規定に基づき、委員長の決するところにより、採択すべきものと決しました。

次に、陳情第2号 西都市銀鏡地区未就学児通園支援事業に関する要望書であります。

本陳情は、昨今の燃料費の高騰、物価高の影響を受け、西都市銀鏡地区未就学児通園支援事業補助金の増額を要望するものであります。

本陳情の審査にあたり、所管課長等の出席を求め、対応状況等を聴取し、さらに陳情の願意を詳細に把握するため、陳情代表者を参考人招致し、審査を行ったところであります。

審査の後、ある委員より「本陳情は、銀上乳幼児育成支援いちご会会長横瀬<sup>のち</sup>輔<sup>たすく</sup>氏を代表として提出されたものである。要望書では『中山間地の銀鏡地区未就学児の教育、成長の支援のためにできた当会ですが、現状では昨今の燃料費の高騰、物価高の影響を受け、活動維持に支障も出始め、未就学児の保護者の負担も大きくなり、大きな問題になっております。中山間地域の維持に繋げるために、人口の増加は必須であり、子どもは西都市の宝でもあります。この観点からも、子どもの教育と成長を支える為に、予算の増額をお願い申し上げます。』と訴えられている。本委員会では、横瀬代表に参考人として来ていただき、要望書提出

への思いを伺ったところである。質疑において『地域の存続にとっては、そこに人が安心して住み続けられる環境が必要である。とりわけ若い人が住める環境が必要ではと考える。』と前置きした上で、いちご会の活動、また山間地域に住み、働きながら子どもたちを幼稚園等に送迎できる環境があること等について伺ったところである。質問に横瀬代表は『根本的な思いとしては、子どもの笑顔が村を明るくする。子どもがおれば、それに続くものがある。子どもの声が聞こえれば、おのずと活性化が見いだせるという思いがあり、限界集落とはいえど、子どもがいればそれに準じて大人も明るくなれるし、やる気も出てくると思っている。田舎で子どもを育てるにあたって、昔から続いている伝統文化もおのずと継承されてくると思っている。』と、その熱い想いを訴えられたところである。銀上乳幼児育成支援いちご会の活動は『1000年続く村、東米良創生プロジェクト事業の礎』となるものであると考える。以上のことから、『中山間地域の維持に繋げるために、人口の増加は必須であり、子どもの教育と成長を支える為に、予算の増額をお願いしたい』との訴えは願意妥当であり本陳情の採択を強く求めたい。今、東米良地域で行われている東米良創生プロジェクト事業は、本来は行政が担うべき事業であるだけに、地域の皆さんの思いを受け止め、積極的な支援を強く要望しておきたい」

また、ある委員より「銀鏡地区は過疎化・高齢化の進展が著しく、若者確保が重要な課題となっており、本事業をはじめとする子育て環境の充実が若者の定着に重要な役目を果たしている。ついでには、過疎地域で生活する者にとって物価高騰等の影響は格段に厳しいものがあることを踏まえ、陳情者の要望にできるだけ応えるような行政対応を要望したい」との賛成討論があり、採決の結果、「願意妥当」と認め、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。